



(受講生の答案例)

第1 設問1

1 Aの弁護士として、Y県屋外広告物条例(以下、広告物条例)4条3号が街路樹の支柱に野外広告物の設置を禁止していることがY県民の屋外広告物設置の自由を不当に侵害し、違憲であると主張する。

(1) 屋外広告物の設置は自己の思想を外部へ表現する行為であるから、屋外広告物設置の自由は「その他一切の表現」(21条1項)として表現の自由により保障される。

(2) 本問では、街路樹の支柱に屋外広告を設置することで刑罰が科されるから、かかる自由が実質的に制約されているといえる。

(3) もっとも、かかる自由も絶対無制約ではなく、公共の福祉(憲法13条後段)に服するので、最小限度の制約は受ける。

では、かかる制約が公共の福祉に基づく必要最小限度のものといえるか。

表現の自由は表現活動を通じて自己の人格を発展させる自己実現の価値と表現活動を通じて政治的意思決定に参加する自己統治の価値を有する点において重要である。また、屋外広告物の設置は国民が気軽に行える重要な表現手段のひとつである。

かかる表現の自由の重要性にかんがみ、かかる自由を制約する法の合憲性の判断基準は厳格な基準により審査されるべきである。

ア 具体的には、やむにやまれぬ公共の利益をはかる目的があり、手段が目的を達成するためのものとして必要不可欠であることを要する。

イ 本問で、広告物条例が屋外広告物の設置を禁止しているのは、Y県の景観維持のためである。もっとも、かかる利益は上述した点で優越的な地位にある表現の自由を制約してまではかるべき公共の利益とはいえず、目的としての妥当性を欠く。

また、景観維持のためなら広告物を設置できる時間・場所や広告物の規格等を制限することでも対応できるから、屋外広告物の設置を禁止する本件広告物条例は手段としての必要性を欠くといえ、目的を達成するうえで必要不可欠な手段とはいえない。

ウ よって、本件広告物条例の規制は21条1項に反し、違憲である。

2 また、本件広告物条例違反としてAを起訴することは違憲であると主張する。

(1) 本件広告物条例の目的が景観維持にあるとすれば、同条例が禁止する「屋外広告物」とは、景観を破壊する外観をそなえ、景観を破壊するような場所に設置された広告物であると解される。

(2) 本問で、Aが設置した広告物の見た目は明らかでないが、国政に関わる内容であることに照らせば景観を破壊するほどの外観をそなえているとは思われない。

また、Aが広告物を設置したのは繁華街の街路樹の支柱であり、繁華街のさわがしい外観からして看板を設置した程度で景観が破壊されるものではない。

(3) よって、Aの場面で本件広告物条例を何ら解釈することなくそのまま適用したことは、かかる条例の解釈を誤った形での適用であり、違憲である。

コメントの追加 [伊藤建1]: 「第1」は不要です。時間の無駄でしょう。

コメントの追加 [伊藤建2]: 「Aの弁護士として～主張する」も無駄です。

コメントの追加 [伊藤建3]: 「屋外広告物条例そのものが法令違憲である」との主張は、さすがに通りにくいでしょう。このような主張を認めてしまえば、屋外広告物を自由に出すことができるようになってしまいます。適用違憲の主張のみでOKです。

コメントの追加 [伊藤建4]: 三段階審査論における2段階目の「制約」論証でしょうが、時間の無駄です。

コメントの追加 [伊藤建5]: このような主張は、弁護士としては不適切です。省略するといよいでしょう。

コメントの追加 [伊藤建6]: 三段階審査論の弊害ですね。内容中立規制に厳格審査は不自然です。「重要な権利」の制約だから、「厳格な基準」という論証は、法的三段論法ではありません。判例や学説を①大前提として論じ、②小前提として、同じ事案類型であることを論じるべきです。

コメントの追加 [伊藤建7]: 法令違憲の主張は不要です(前掲)。

コメントの追加 [伊藤建8]: 公訴提起は検察官の裁量です。違憲なのは「起訴すること」ではなく、「適用すること」です。

コメントの追加 [伊藤建9]: 手段相当性として、得られる利益と失われる利益の衡量をするべきでしょう。



3 Bの弁護人として、Y県青少年保護育成条例(以下、育成条例)が「有害広告文書等」を定め、それを小中学校半径150メートル以内に掲出することを禁止することは、Y県民の文書掲出の自由を不当に侵害し、違憲であると主張する。

(1) 文書掲出は自己の思想を外部へ表現する行為であり、「その他一切の表現」として憲法21条1項により保障される。

(2) 本問では、「有害広告文書等」を小中学校の半径150メートルに掲出することで刑罰が科されるから、かかる自由が実質的に制約されているといえる。

(3) 1で述べた表現の自由の重要性及び文書掲出が、国民が気軽に行える重要な表現手段のひとつであること及び規制方法が内容規制であることから、かかる自由を制約する法の合憲性の判断は1で述べた厳格な基準による。

ア 本問で、育成条例が「有害広告文書等」の小中学校周辺における掲出を禁止しているのは、これらの文書を小中学生が目に入れば小中学生の健全な発達に阻害されるから、これを防止することにある。もともと、かかる利益は人権の中でも優越的地位を有する表現の自由をさしおいてまでもはかるべき公共の利益とはいえないから、目的においてその妥当性を欠く。

また、半径150メートルは広範に過ぎ、通学する時間帯に限るといった時間規制などの緩和措置がないから、必要性を欠き、手段として必要不可欠なものとはいえない。

イ よって、本件育成条例の規制は21条1項に反し、違憲である。

第2 設問2

1 まず、弁護人の屋外広告物の設置を規制する条例の合憲性の審査基準は厳格な基準によるべきであるとの主張に対し、検察官からは本件広告物条例による規制は場所のみに着目した内容中立規制であるから、審査基準は緩やかな基準によるべきであるとの反論が考えられる。

(1) この点について、内容中立規制は表現の内容に着目して規制する内容規制とは異なり、表現手段のひとつを規制するにすぎず、思想の自由市場原理を害するわけではないから、規制態様としては強くない。

よって、本件広告物条例の合憲性を審査する審査基準はやや緩やかに解し、より制限的でない他の選びうる手段の基準によるべきであると考えられる。

(2) そして、かかる基準によれば、目的はやむにやまれぬ公共利益をはかる目的がなくとも、目的の重要性が認められればそれで足りるところ、景観維持は重要な目的である。

また、手段としての場所を限定するなどして処罰範囲を十分に限定しており、より制限的でない他の選びうる手段はないから、手段としての必要性もある。

(3) よって、本件広告物条例の規制はY県民の屋外広告物設置の自由を不当に侵害せず、合憲である。

2 次に、弁護人の「屋外広告物」を限定解釈しないで適用したことが違憲であるとする主張に対し、検察官からは「屋外広告物」を限定解釈したとしてもAの設置した看板は同

コメントの追加 [伊藤達10]: 「Bの弁護人として～主張する」は不要。

コメントの追加 [伊藤達11]: 不要です(前掲)。

コメントの追加 [伊藤達12]: なぜ、内容規制の場合、内容中立規制と異なり、厳格審査基準が適用されるのかを論じる必要があります。

コメントの追加 [伊藤達13]: 健全な発達が阻害されることを認めるのは、弁護人としては不適切でしょう。

コメントの追加 [伊藤達14]: ナンバリングが無目的になっています。基本的には、法的三段論法に従って、1大前提、2小前提、3結論というようにすると読みやすくなります。

コメントの追加 [伊藤達15]: 「第2」は不要です(前掲)。

コメントの追加 [伊藤達16]: 判例を意識するとよいでしょう。この種的事案では、猿払事件の合理的関連性の基準を持ちだすことが考えられます。

コメントの追加 [伊藤達17]: 表現内容規制であっても、特定の表現のみに対して、ある手段を使わせないといった形でなされることもありますので、不正確です。

コメントの追加 [伊藤達18]: 原告でLRAの基準を採用しておくべきです。

コメントの追加 [伊藤達19]: 法令違憲の主張は不要です(前掲)。



条例に反するとの反論が考えられる。

もともと、弁護人の主張通り本問でAが看板を設置したのが繁華街であり、Aの設置した看板は大きさとしては一般的な大きさの看板であることにかんがみれば、景観を害するものであるとはいえず、Aの場面に本条例を適用することはやはり違憲である。

3 最後に、Bの弁護人の行った、Bの文書掲示は表現活動として重要であること及び本件育成条例による規制が内容規制であることから、厳格な審査基準によるべきであるとの主張に対し、検察官から「有害広告文書等」に当たる文書は表現の自由としての価値が低く保護に値しないこと及び本件規制は場所のみに着目した内容中立規制であることから、緩やかな審査基準によるべきであるとの反論が考えられる。

(1) この点について、「有害広告文書等」に指定される文書はそれを目にした者の正常な人格の発展を妨げる恐れがあり、表現としての保護の必要性に欠ける。

また、本件育成条例の規制は小中学校半径150メートル以内という場所のみに着目した内容中立規制であり、内容中立規制は上述のように規制態様としては強くない。

よって、本件育成条例の合憲性を審査する審査基準はやや緩やかに解し、規制目的が重要で、手段と目的の間に実質的関連性があることを要すると考える。

(2) そして、かかる基準によれば、青少年の健全な成長という立法目的は重要である。

また、「有害広告文書等」に指定された文書の小中学校周辺での掲出を禁止すれば、小中学生がかかる表現を目にする機会が減り、その健全な成長に資するから、手段適合性があるし、**範囲も150メートルと狭く手段相当性もある。**

(3) よって、本件育成条例の規制はY県民の文書掲出の自由を不当に侵害せず、合憲である。

以上

コメントの追加 [伊藤建20]: 端的に「得られる利益と失われる利益の均衡が取れている」ことを主張すべきでしょう。

コメントの追加 [伊藤建21]: 例えば、その他の表現手段が残されているのかについて、伊藤補足意見を参考に検討できるとよいでしょう。立看板なんて大したことがないといえれば、合憲に傾きます。

コメントの追加 [伊藤建22]: このようにカテゴリー的に「表現」の保障対象から除外することもできますが、わいせつや名誉毀損などと異なり、「有害表現」まで含んでよいのかは争いの余地があります。そうではなく、単に大人の表現の自由は、間接的・付随的制約として、表現内容中立規制と扱うべきだと論じればよいでしょう。

コメントの追加 [伊藤建23]: 政治的表現との関連性が乏しいことや、他の地域が残されているか否か等、手段相当性を具体的に指摘できるとよいでしょう。また、原告で時間帯規制を主張しているのであれば、これに対しても応答できるとよいですね。